

＝確定申告書（第6号様式）記載例【①外形標準課税適用法人、②連結申告法人、③収入金額課税法人を除く】＝

この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用します。
 なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができます。
 また、適用事業年度の違い等により、税率や引用条項等とずれが生じる場合があります。その際は必要な読み替えをしていただきますようお願いいたします。

＜法人事業税の課税標準及び税率＞

○算定期間が1年未満の場合は、次の表により読み替えてください。

算定期間	読み替え額	読み替え額
1ヶ月	333,333円	666,666円
2ヶ月	666,666	1,333,333
3ヶ月	1,000,000	2,000,000
4ヶ月	1,333,333	2,666,666
5ヶ月	1,666,666	3,333,333
6ヶ月	2,000,000	4,000,000
7ヶ月	2,333,333	4,666,666
8ヶ月	2,666,666	5,333,333
9ヶ月	3,000,000	6,000,000
10ヶ月	3,333,333	6,666,666
11ヶ月	3,666,666	7,333,333
12ヶ月	4,000,000	8,000,000

※ 仮決算に基づく中間申告は、算定期間が6か月になります。

○税率 令和元年10月1日以後に開始する事業年度に適用される税率です。

所得金額の区分	特別法人	その他の法人
所得のうち年400万円以下の金額	3.5/100	3.5/100
所得のうち年400万円を超える金額	4.9/100	5.3/100
所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額		7.0/100
所得のうち年800万円を超える金額		7.0/100
軽減税率不適用法人の金額	4.9/100	7.0/100

※特別法人とは、法人税法別表第3の協同組合等及び医療法人です。

○軽減税率不適用法人の金額②は、分割法人（県外にも事務所等を有する法人）のうち算定期間末日の事務所等が3都道府県以上にまたがっており、かつ、「資本金の額又は出資金の額」が1千万円以上の場合に記載してください。この場合の課税標準は、第10号様式の事業税「分割課税標準額」の本県分の額を記載してください。

＜特別法人事業税の課税標準及び税率＞
 令和2年4月1日以後に開始する事業年度に適用される税率です。

○課税標準 ①欄又は②欄若しくは③欄の税額を記載してください。
○税率（所得割）
・外形標準課税法人、特別法人以外…… 37/100
・特別法人…… 34.5/100

＜所得金額の計算＞

○法人税申告書別表4の③③欄までの計算上損金に算入している所得税額がある場合は、その所得税額を記載してください。

○第6号様式別表9、別表10、別表11の当期控除額を記載してください。

平成28年1月1日以降に開始する事業年度分の申告にあっては、法人番号（13桁）を記載します。

令和 年 月 日 法人番号

所在地 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 (電話) 096-383-1111

事業種目 (株)熊本商店

代表者 熊本 一郎 熊本 太郎

令和 2 年 10 月 01 日から令和 3 年 05 月 20 日までの事業年度又は連結事業年度分の確定申告書

摘要	課税標準	税率	税額
所得金額総額	7412010		
① 400万円以下の金額	2666000	3.5/100	93300
② 400万円を超え年800万円以下の金額	2666000	5.3/100	141200
③ 800万円を超える金額	2078000	7.0/100	145400
計	7410000		379900
付加価値額			
付加価値額			
資本割			
収入割			
合計事業税額			379900
特別法人事業税			
合計特別法人事業税額			140500
所得金額			7412010
損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額			
損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額			
益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額			
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額			
仮計			7412010
繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額			
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(48))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(55))			7412010
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額			

＜翌期の中間申告の要否＞

○法人税申告書別表1の①4の金額が20万円超のときは(要)としてください。(外形標準課税適用法人等を除き、法人税における翌期の中間申告の要否と一致します。)

＜還付請求額の記載方法＞

○⑮又は⑯欄のうち、△印(マイナス)を付した額を零として⑳欄を計算してください。

○㉑欄は、中間納付額の還付を受ける場合に⑮、⑯の欄に△印を付した額と㉑欄と⑳欄との合計額を記載してください。

整理番号(納税者番号)が印字されていない場合は、記載してください。

当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非中小法人等」を○で囲んで表示します。

(1) 次のいずれかの法人(以下「大法人」という。)との間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人

(イ) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

(ロ) 法人税法第4条の7に規定する受託法人

(ハ) 相互会社(外国相互会社を含む。)

(2) 当該普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれか一の大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人

令和 年 月 日	事業年度分の	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
令和 年 月 日	所得金額又は欠損金額(別表四「48」の①)										
	法人税額(53)+(54)+(55)										
	法人税額の特別控除額(別表六(六)「4」)										
	差引法人税額(2)-(3)				1,111,800						
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額										
	土地譲渡金										
	課税土地譲渡利益金額										
	同上に対する税額(22)+(23)+(24)										
	課税留保金額(別表三(一)「4」)										
	同上に対する税額(別表三(一)「8」)										
	法人税額計(4)+(5)+(7)+(9)								500,000		
											1,111,800

区分 欄

法人税申告書 別表1の⑩の上段

法人税申告書 別表1の⑤

法人税申告書 別表1の⑦

ただし、使途秘匿金税額等を加算してください。

法人税申告書

租税特別措置法第42条の4第1項から第3項までの適用を受ける法人
 別表6(8)の25の欄の金額
 租税特別措置法第42条の4第7項の適用を受ける法人(中小企業者等を除きます。)
 別表6(12)の11の欄の金額
 租税特別措置法第42条の10第2項の適用を受ける法人
 別表6(16)の25の欄の金額
 租税特別措置法第42条の11第2項の適用を受ける法人
 別表6(17)の25の欄の金額
 租税特別措置法第42条の11の2第2項の適用を受ける法人(中小企業者等を除きます。)
 別表6(18)の19の欄の金額
 租税特別措置法第42条の11の3第2項の適用を受ける法人(中小企業者等を除きます。)
 別表6(19)の18の欄の金額
 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項の適用を受ける法人(中小企業者等を除きます。)
 別表6(20)の39の欄の金額
 租税特別措置法第42条の12の2第1項の適用を受ける法人
 別表6(21)の10の欄の金額
 租税特別措置法第42条の12の5第1項の適用を受ける法人(中小企業者等を除きます。)
 別表6(27)の22の欄の金額
 租税特別措置法第42条の12の6第2項の適用を受ける法人(中小企業者等を除きます。)
 別表6(30)の16の欄の金額
 租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項までの適用を受ける法人(中小企業者等を除きます。)
 別表6(32)の35の欄の金額

省令6号様式 別表2の3の④の計

法人税申告書 別表19の①②

○分割法人(県外にも事務所等を有する法人)は第10号様式⑤欄の額を記載してください。

○分割法人のみ第10号様式③欄県民税の「分割課税標準額」欄の本県分の額を記載してください。

○非分割法人(県内のみ事務所等を有する法人)のみが記載します。

○税率…… 1.8/100 (R1.10.1以後に開始する事業年度)

ただし、「資本金の額又は出資金の額」が1億円以下で、かつ⑤の欄の額が1,000万円以下(※1)の場合は、1.0/100 (R1.10.1以後に開始する事業年度)です。

※1 算定期間が1年未満の場合、1,000万円×月数÷12(月数は端数切上げ)

＜均等割の税率＞

資本金等の額	1千万円以下	1千万円超～1億円以下	1億円超～10億円以下	10億円超～50億円以下	50億円超
税率	(21,000)円	(52,500)円	(136,500)円	(567,000)円	(840,000)円
	20,000円	50,000円	130,000円	540,000円	800,000円

注) () 書は平成17年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。なお、事務所等を有していた月数が1年に満たないときは、次のように計算します(税率×事務所等を有していた月数÷12) 端数切捨て

資本金等の額とは、「①資本金の額又は出資金の額」と、「②株主等から法人に払込み又は給付をした財産の額で、資本金の額又は出資金の額として組み入れられなかったもの等(例:資本準備金、加入金)」の合計額(①+②)をいいます。(法人税法施行令第8条、第8条の2)

ただし、平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、一定の要件を満たす無償増資、無償減資等による欠損補填を行った場合、上記の資本金等の額に加減算の調整を行った後の金額を、均等割の税率区分の基準となる資本金等の額とします(地方税法第23条第1項第4号の5)。この場合、株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)、株主資本等変動計算書等の提出が必要となります。

さらに、平成27年4月1日以後に開始する事業年度においては、上記加減算調整後の資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合、上表内の「資本金等の額」を「資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」と読み替えて適用します(地方税法第52条第4項～第6項)。

保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として地方税法施行令第6条の25第1号に定める金額を指します。